

掛川市条例第5号

掛川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月6日

掛川市長

(別紙)

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（都市の低炭素化の促進に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この条において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 一戸建ての住宅 1戸につき<u>37,000円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p style="padding-left: 4em;">(ア) 住戸部分</p> <p style="padding-left: 6em;">a 申請戸数が1戸のもの <u>1件につき37,000円</u></p>	<p>（都市の低炭素化の促進に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この条において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の場合</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 一戸建ての住宅</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>(ア) 法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この条において「市長が定める基準」という。）による審査を行う場合</u></p> <p style="padding-left: 6em;">1戸につき<u>18,000円</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>(イ) その他の基準による審査を行う場合</u></p> <p style="padding-left: 6em;"><u>1戸につき37,000円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p style="padding-left: 4em;">(ア) 住戸部分</p> <p style="padding-left: 6em;">a 申請戸数が1戸のもの</p> <p style="padding-left: 8em;"><u>(a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき18,000円</u></p>

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき75,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき106,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき150,000円

(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

(a) 法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この条において「誘導基準」という。）のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき246,000円

(b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき94,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(a) 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき390,000円

(b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき120,000円

ウ その他の建築物

(b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき37,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの

(a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき35,000円

(b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき75,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの

(a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき51,000円

(b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき106,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの

(a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき75,000円

(b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき150,000円

(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

(a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき94,000円

(b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき246,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき120,000円

(b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき309,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき246,000円

b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき94,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき309,000円

b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき120,000円

2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) (略)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき19,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき19,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき38,000円

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

a 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき94,000円

b その他の基準による審査を行う場合 1件につき246,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき120,000円

b その他の基準による審査を行う場合 1件につき309,000円

2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該申請の際、法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数料を併せて徴収するものとする。

(1) (略)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 市長が定める基準による審査を行う場合 1戸につき9,000円

(イ) その他の基準による審査を行う場合 1戸につき19,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの

(a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき9,000円

(b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき19,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの

(a) 市長が定める基準による審査を

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき55,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき78,000円

(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

(a) 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき124,000円

(b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき48,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(a) 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき156,000円

(b) 誘導基準のうちその他の場合 1件につき61,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき124,000円

b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき48,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

行う場合 1件につき18,000円

(b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき38,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの

(a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき27,000円

(b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき55,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの

(a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき40,000円

(b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき78,000円

(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

(a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき48,000円

(b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき124,000円

b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

(a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき61,000円

(b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき156,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

a 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき48,000円

b その他の基準による審査を行う場合 1件につき124,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 誘導基準のうち市長が別に定めるものによる審査を行う場合 1件につき156,000円

b 誘導基準のうちその他の場合 1件につき61,000円

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料)

第20条の4 (略)

2 (略)

3 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、法第34条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分に応じ、それぞれの額を合算した額とする。この場合において、当該申請の際、法第35条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) (略)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき37,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの 1件につき37,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの

a 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき61,000円

b その他の基準による審査を行う場合 1件につき156,000円

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料)

第20条の4 (略)

2 (略)

3 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、法第34条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分に応じ、それぞれの額を合算した額とする。この場合において、当該申請の際、法第35条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) (略)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの(以下この項及び次項において「市長が定める基準」という。)による審査を行う場合 1戸につき18,000円

(イ) その他の基準による審査を行う場合 1戸につき37,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

a 申請戸数が1戸のもの

(a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき18,000円

(b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき37,000円

b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの

の 1 件につき75,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの  
の 1 件につき106,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの 1 件  
につき150,000円

(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル  
以内のもの

(a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ  
(1)に規定する基準による審査を  
行う場合 1 件につき246,000円

(b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ  
(2)に規定する基準による審査を  
行う場合 1 件につき94,000円

b 床面積の合計が300平方メートル  
を超えるもの

(a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ  
(1)に規定する基準による審査を  
行う場合 1 件につき309,000円

(b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ  
(2)に規定する基準による審査を  
行う場合 1 件につき120,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以  
内のもの

a 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)  
に規定する基準による審査を行う場  
合 1 件につき246,000円

の

(a) 市長が定める基準による審査を  
行う場合 1 件につき35,000円

(b) その他の基準による審査を行う  
場合 1 件につき75,000円

c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの

(a) 市長が定める基準による審査を  
行う場合 1 件につき51,000円

(b) その他の基準による審査を行う  
場合 1 件につき106,000円

d 申請戸数が11戸以上のもの

(a) 市長が定める基準による審査を  
行う場合 1 件につき75,000円

(b) その他の基準による審査を行う  
場合 1 件につき150,000円

(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

a 床面積の合計が300平方メートル  
以内のもの

(a) 市長が定める基準による審査を  
行う場合 1 件につき94,000円

(b) その他の基準による審査を行う  
場合 1 件につき246,000円

b 床面積の合計が300平方メートル  
を超えるもの

(a) 市長が定める基準による審査を  
行う場合 1 件につき120,000円

(b) その他の基準による審査を行う  
場合 1 件につき309,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以  
内のもの

a 市長が定める基準による審査を行  
う場合 1 件につき94,000円

- b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき94,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

- a 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき309,000円

- b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき120,000円

4 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、変更（法第34条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「計画」という。）に係る建築物に関して同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。）に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分に応じ、それぞれの額を合算した額とし、計画に法第34条第3項に掲げる事項を新たに追加する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして前項の規定を適用して算出する。この場合において、当該申請の際、法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) (略)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅 1戸につき19,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

- b その他の基準による審査を行う場合 1件につき246,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

- a 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき120,000円

- b その他の基準による審査を行う場合 1件につき309,000円

4 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とし、変更（法第34条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「計画」という。）に係る建築物に関して同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。）に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分に応じ、それぞれの額を合算した額とし、計画に法第34条第3項に掲げる事項を新たに追加する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして前項の規定を適用して算出する。この場合において、当該申請の際、法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がされたときは、第13条の2第1号に定める額の手数を併せて徴収するものとする。

(1) (略)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅

(イ) 市長が定める基準による審査を行う場合 1戸につき9,000円

(イ) その他の基準による審査を行う場合 1戸につき19,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(7) 住戸部分

- a 申請戸数が1戸のもの 1件につき19,000円
  
- b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき38,000円
  
- c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき55,000円
  
- d 申請戸数が11戸以上のもの 1件につき78,000円

(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
  - (a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき124,000円
  - (b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき48,000円
- b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
  - (a) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき156,000円
  - (b) 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を

(7) 住戸部分

- a 申請戸数が1戸のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき9,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき19,000円
- b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき18,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき38,000円
- c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき27,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき55,000円
- d 申請戸数が11戸以上のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき40,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき78,000円

(イ) (略)

(ウ) 住戸部分及び共用部分以外の部分

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき48,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき124,000円
- b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき61,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき156,000円

行う場合 1件につき61,000円

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

a 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき124,000円

b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき48,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき156,000円

b 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき61,000円

5 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 省令第1条第1項第2号イ(1)及び(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき37,000円

(イ) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき18,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

ウ その他の建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

a 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき48,000円

b その他の基準による審査を行う場合 1件につき124,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

a 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき61,000円

b その他の基準による審査を行う場合 1件につき156,000円

5 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅

(ア) 法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において「市長が定める基準」という。）による審査を行う場合 1戸につき18,000円

(イ) その他の基準による審査を行う場合 1戸につき37,000円

イ 一戸建ての住宅以外の住宅

(ア) 住戸部分

- a 申請戸数が1戸のもの
  - (a) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき37,000円
  - (b) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき18,000円
- b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
  - (a) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき75,000円
  - (b) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき35,000円
- c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
  - (a) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき106,000円
  - (b) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき51,000円
- d 申請戸数が11戸以上のもの
  - (a) 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき150,000円
  - (b) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査を行う場合 1件につき75,000円

附 則

- a 申請戸数が1戸のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき18,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき37,000円
- b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき35,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき75,000円
- c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき51,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき106,000円
- d 申請戸数が11戸以上のもの
  - (a) 市長が定める基準による審査を行う場合 1件につき75,000円
  - (b) その他の基準による審査を行う場合 1件につき150,000円

附 則

3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して、多機能端末機等（民間事業者又は市が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電子通信回線で接続したもののいう。）に必要な事項を自ら入力することにより、次の各号に掲げる書面の交付を受ける場合における手数料の額は、当該各号に定める規定にかかわらず、1通又は1件につき100円とする。

(1) 住民票又は戸籍の附票に関する証明書 第7条第2号

(2) 課税に関する証明書 第7条第4号

(3) 掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75号）第14条第1項に規定する印鑑登録証明書 第8条第3号

(4) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条第1項に規定する戸籍証明書 第10条第1号

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(掛川市印鑑条例の一部改正)

2 掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
( <u>多機能端末機</u> による印鑑登録証明書の交付)	( <u>多機能端末機等</u> による印鑑登録証明書の交付)

第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して、多機能端末機（民間事業者が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続したものをいう。）に必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して、多機能端末機等（民間事業者又は市が設置する端末機で、市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続したものをいう。）に必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

